

一般社団法人 長野県知的障がい福祉協会会費規定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県知的障がい福祉協会(以下「本会」という。)定款第7条に基づき、本会の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(年会費)

第2条 会費は1事業年度ごとの年会費とし、施設部門並びに保護者会部門ごとに別表のとおりとする。

2 年度途中で入会した施設部門会員の1事業年度の会費は月割とし、入会の翌月から当該事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合、百円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(会費額の年度ごとの確定)

第3条 各事業年度の年会費額は、事業年度開始時に会員から提出される事業所(施設)の現況報告書並びに保護者会の現況報告書により確定する。

(会費の納入時期)

第4条 会費の納入時期は、毎事業年度ごとに、施設部門は毎年7月末日、保護者会部門は8月末日までに、第2条第1項に基づき年会費としてその全額を一括で納入しなければならない。

2 年度中途に入会した会員の会費は、第2条第2項により算定した金額を、入会時に納入しなければならない。

(会費の納入方法)

第5条 会費の納入方法は、本会が指定する金融機関への振込みとする。

(退会に伴う会費の取扱い)

第6条 定款第11条に基づき、退会または除名により会員資格を喪失した場合には、納入した会費は返還しない。また、会員資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴として使用することはできないものとする。

(規定の改変)

第7条 この規程は、総会の決議を経なければ改変できない。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表

≪施設部門≫

サービスの種類		定員	会費年額(円)
1. 障がい児施設			
A	障がい児入所施設	20人まで	100,200
		40人まで	112,000
		50人まで	123,700
		60人以上	132,900
		70人以上	140,800
		80人以上	149,900
		90人以上	158,500
B	障がい児通所施設	20人まで	76,600
		30人まで	80,500
		40人まで	86,400
		41人以上	89,000
2. 障害者総合支援法に定める障がい福祉サービス			
C	日中活動系サービス (多機能型の事業所にあつては、事業所全体の定員)	20人まで	76,600
		30人まで	80,500
		40人まで	86,400
		41人以上	89,000
D	施設入所支援 (障がい者支援施設にあつてはCとDの合計額)	30人まで	19,700
		40人まで	25,600
		50人まで	34,700
		60人まで	43,900
		79人まで	51,800
E	訪問系サービス	80人以上	60,900
			3,000
F	共同生活援助	10人まで	4,000
		15人まで	6,000
		20人まで	8,000
		25人まで	10,000
		39人まで	15,000
		40人以上	20,000
G	相談支援事業		3,000
H	地域活動支援センター		3,000

(注)会費の算出は、指定事業所単位とする。

賛助	個人	5,000
会員	団体(福祉関係団体を除く)	30,000

≪保護者会部門≫

施設定員×1,000円

ただし、保護者会員数が施設定員に満たない場合は、次のとおりとする。

保護者会員数×1,000円